

生田緑地ばら苑・新たなミュージアムの整備運営に関する
サウンディング型市場調査
実施要領

令和8年1月

川崎市
建設緑政局 緑政部 みどり・多摩川事業推進課
市民文化局 市民文化振興室 新たなミュージアム準備担当

1. 調査の背景・目的

●生田緑地ばら苑について

生田緑地ばら苑は、昭和 33(1958)年に小田急向ヶ丘遊園地内の施設として、開業 30 周年記念事業として開苑しました。当時は、バラの品種が多いことで、東洋一と言われ、池を配した造園の美しさも特徴でした。平成 14(2002)年、小田急向ヶ丘遊園の閉園に伴い、園内に整備されたばら苑については、存続を求める多くの市民の声に応え、川崎市(以下、「本市」という。)が引き継ぎました。以降、春と秋の年2回、春は約 800 品種 3,300 株、秋は約 620 品種 2,900 株のバラを無料で一般公開し、毎年、春秋合わせて 10 万人近い来苑者に楽しんでいただき、親しまれてきました。

平成20(2008)年には開苑 50 周年を迎、「ばら苑募金」を活用して、イングリッシュローズコーナーを設置し、より魅力あるばら苑として親しまれてきましたが、施設の老朽化やバラの感染症等の課題を抱えていることから、令和6(2024)年 5 月に改定した「生田緑地ビジョン」の中で、「花と緑の拠点」と位置付け、再整備に向けた検討を進めています。

生田緑地の中に位置することから、周囲を多摩丘陵の樹林地に囲まれ、360 度の緑のパノラマと清涼な空気が体感できる「秘密の花園」として、多くの方々に憩いの場として提供されましたが、向ヶ丘遊園跡地利用計画の整備のため、令和7(2025)年の秋の開苑を以って惜しまれつつ閉苑しました。新たなばら苑では、「サステナブルなばら苑」、「歴史・文化拠点となるばら苑」、「魅力あるばら苑」の3つの方向性を検討しており、再整備に向けた具体的な取組を進めています。

●川崎市市民ミュージアムについて

川崎市市民ミュージアムは、「都市と人間」を基本テーマに博物館、美術館の複合文化施設として昭和 63(1988)年に等々力緑地内に開館しました。長年にわたり蓄積した歴史・民俗資料やポスターや漫画などの複製芸術による美術品など、寄託品を含め30万点以上に及ぶ収蔵品を活用し、開館から 30 年を迎えた平成 30(2018)年度には、年間利用者数が 30 万人を超え、多くの市民が文化芸術に触れ、創造する機会を創出するとともに、地域との連携や市民相互の交流の促進など、本市の文化芸術振興施策において重要な役割を担ってきました。

しかし、令和元年東日本台風により施設や設備、収蔵品が被災し、館内での活動が不可能となり、現在は麻生区の仮設施設を拠点として、「IN ACTION」(市民ミュージアム、活動中!)をテーマに、市内他施設やオンラインでの展覧会などの博物館、美術館活動を継続するとともに、被災収蔵品の修復作業を進め、市民に発信することにより、被災の事実を風化させることなく、未来に継承するための活動を続けています。

新たなミュージアムでは、「市民とともに、川崎の「これまで」をたどり、「これから」のあたらしい川崎を彩る」を使命に掲げ、拠点施設としての新たなミュージアムと、市内全域をフィールドと捉え、市民の誰もが文化芸術に携わり、親しめる接点としての「まちなかミュージアム」の活動の展開や、令和4(2022)年の博物館法の改正に伴う博物館資料のデジタル・アーカイブ化、地域の多様な主体との連携・協力による文化活動を通じた地域の活力向上などの時代の要請にも対応した、本市の文化芸術の核となる施設を目指しています。

●ばら苑と新たなミュージアムの2施設の一体整備について

本市では、令和6(2024)年5月に改定した「生田緑地ビジョン」において、生田緑地東地区を【花と緑の憩い・賑わい・交流ゾーン】と位置付け、ばら苑の再整備、新たなミュージアムの整備計画、向ヶ丘遊園跡地利用計画などの多様な魅力が自然の輪の中で融合し、生田緑地の価値・魅力を向上させることを目指しています。

また、ばら苑と新たなミュージアムを一体的に整備・運営することで、豊かな自然や文化・芸術に包まれた、「憩い・賑わい・交流」の創出を図るため、両施設の整備・維持管理・運営の事業化に向けた検討を進めています。

この度、ばら苑と新たなミュージアムの2施設において、市民の利便性やサービスの質の向上、経費縮減の視点を含め、どのような魅力向上事業が可能か、また、民間事業者の柔軟な発想に基づく幅広い事業アイデア、さらに事業条件についての民間事業者の意向等を把握し、今後の民間事業者との効果的な連携を図る仕組みづくりの条件整理に役立てることを目的として行う、サウンディング型市場調査(以下、「本調査」という。)への参加事業者を募集します。

●参考(生田緑地ばら苑)

・生田緑地ビジョン(令和6年5月改定)

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000142270.html>

・生田緑地ビジョンアクションプラン(令和7年5月策定)

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000171307.html>

・令和7年度川崎市公園緑地等整備計画推進委員会 第1回生田緑地ばら苑再整備検討部会資料

<https://www.city.kawasaki.jp/530/cmsfiles/contents/0000171/171314/0711siryou.pdf>

・まちづくり委員会資料(令和7年7月25日)

[https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000175/175709/20250725-2\(2\).pdf](https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000175/175709/20250725-2(2).pdf)

・まちづくり委員会資料(令和7年11月25日)

[https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000175/175709/20251125-2\(2\).pdf](https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000175/175709/20251125-2(2).pdf)

●参考(新たなミュージアム)

・新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方(令和3年11月策定)

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000134216.html>

・新たなミュージアムに関する基本構想(令和5年5月策定)

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000165205.html>

・新たなミュージアムに関する基本計画(令和7年2月策定)

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000153656.html>

・新たなミュージアムに関する管理運営計画懇談会について

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000176773.html>

- ・文教委員会資料(令和7年7月24日)
[https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000175/175701/20250724-2\(1\).pdf](https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000175/175701/20250724-2(1).pdf)
- ・文教委員会資料(令和7年11月20日)
[https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000175/175701/20251120-2\(3\).pdf](https://www.city.kawasaki.jp/980/cmsfiles/contents/0000175/175701/20251120-2(3).pdf)

2. 調査概要

2.1. 事業概要

「別添資料1 事業概要(案)」と「別添資料2 基礎資料」、「別添資料3 新たなミュージアムにおける事業活動」を御参照ください。

2.2. 調査方法

本調査では、御協力いただける民間事業者との個別対話により御意見を伺います。御協力いただける場合は、事前に提案書を提出していただきます。

2.3. 調査内容

生田緑地ばら苑・新たなミュージアム(以下、「2施設」という。)について、民間事業者のノウハウ・創意工夫を生かした幅広いアイデアを御提案ください。具体的な提案を求める事項については次のとおりです。なお、御提案いただける範囲でかまいません。

提案事項(1) 事業内容・スキーム・実施体制に関すること

①集客力・ブランド力の向上

再整備後のばら苑については通年開放に対応したゾーニングやテーマ性のあるコーナーや季節に合わせたイベント、植物を活用した体験型プログラム(講座やガイドツアー等)等を計画するとともに、新たなミュージアムでは常設展や企画展のほか、各種教育普及に資する取組、ユニバーサルプログラム、施設外での取組であるまちなかミュージアムの実施などを計画しています。

次の内容について効率的・効果的な運営に向けて導入したい機能や適切な規模感等を明記した上で、その内容や効果をお聞かせください。

- A 的確な来苑者・来館者の把握方法(人数、性別、年齢層等の属性。オンライン利用者を含む)
- B 集客力を向上させる機能等(民間収益施設、没入型体験、インバウンド需要の取り込み 等)
- C ブランド力を向上させる機能等(先進的な技術、製品・サービス開発、地域資源の活用、他施設との差別化 等)
- D 上記機能等における本市と民間事業者との役割分担

②施設の親和性・一体性の確保、2施設を含む生田緑地全体でのシナジー効果の発揮

2施設については、動線・景観・機能面での相乗効果を意識した整備・配置を推進するとともに、重複する機能については、施設の効率的な管理運営を図ることを想定しています。

次の内容について、2施設の親和性・一体性の確保、2施設を含む生田緑地全体でのシナジー効果の発揮の観点から、御意見・御提案があれば具体的にお聞かせください。

- A デザインコンセプト・イメージ(内容、理由、効果 等)
- B オープンスペース、交流エリアの活用方法(内容、規模、スキーム、収支計画 等)
- C 生田緑地の植生や生物多様性に配慮した緑化計画・植栽計画(内容、理由、規模、効果 等)
- D 共通の管理運営システム(内容、理由、効果 等)

③業務効率化やコスト抑制

本事業については、一体整備による効率性を重視し、2施設を含む敷地全体の整備・維持管理・運営を対象とする PFI(BTO)方式などの民間活力の導入を検討しています。本市は「別添資料1 事業概要(案)」P.7 に示す事業手法を想定していますが、業務効率化やコスト抑制の観点から発注方法や事業方式について、御意見・御提案があればお聞かせください。特に、それ以外の手法が望ましい場合(事業方式、管理運営体制など)は、想定する手法と理由をお聞かせください。

④事業範囲

本事業の対象敷地は生田緑地内に位置しており、周囲を多摩丘陵の樹林地に囲まれた約3.6ha を事業範囲と想定しています。本事業範囲については、「別添資料1 事業概要(案)」P.5 に示すゾーニング案に基づき設定しているのですが、2施設の外構部のみならず、既存の樹林地も含んでおり、事業範囲内の樹林の管理運営も民間事業者の業務対象として想定しています。この事業範囲やゾーニング案について、課題・懸念事項や御意見・御提案があれば具体的にお聞かせください。

⑤業務分担・リスク分担

本事業における業務内容及び業務分担については、ばら苑及びミュージアムに関してそれぞれ「別添資料1 事業概要(案)」P.14~16のとおり想定しており、2施設で官民相互が強みを活かしながら、密接に連携し、円滑な施設運営を行うことを目指していますが、現在の想定に対して、課題・懸念事項や御意見・御提案があれば具体的にお聞かせください。

また、現時点で本市の想定している業務内容及び業務分担に関して、事業実施にあたり懸念されるリスクや望ましい分担があれば具体的にお聞かせください。

⑥運営体制・収入の帰属

本事業は、ばら苑については苑長以下、運営に関する職員は、民間事業者側で配置の上、利用料金制を導入し、一部有料エリアを設け、その入苑料については民間事業者の収入とすることを想定していますが、新たなミュージアムについては学芸部門を市の直営とする方向で検討を進めているため、展示事業における企画展示の入館料等については市の収入とすることを想定しています。

施設	ばら苑	新たなミュージアム
運営体制	民間	市／民間
入苑料・入館料	民間	市
物販	民間	民間*

表 施設ごとにおける体制と収入イメージ

運営体制や収入先等の想定に違いがありますが、広報や維持管理を一体で行うことによる魅力発信の相乗効果や費用縮減を図るため、管理運営体制を一体とし、指定管理者制度の導入を想定しています。

その場合の課題と民間事業者による利用料金の設定・収入等について、御意見・御提案があればお聞かせください。

*新たなミュージアムにおける物販について、企画展の図録等、一部刊行物については、本市で制作の上、民間事業者に卸売りすることにより、一部市の収入になることを想定しています。

⑦学芸員・ボランティアとの連携

新たなミュージアムについては、学芸業務は本市の直営とし、学芸員は本市が配置することを検討しており、次の各段階について、民間事業者と学芸員との連携手法等について御意見・御提案があれば具体的にお聞かせください。

A 設計・建設段階

B 展示事業等企画段階

また、ばら苑については、バラの専門家が主体となった管理・運営を想定していますが、市民協働の取組として、長年ボランティアの方々の御協力をいただいており、再整備後も、ボランティアが一部エリアで除草・花殻取り・剪定等を包括的に実施する「レガシーガーデン」の設置を想定しています。

2施設の広報・ブランディング等を民間事業者の分担とした場合の学芸員(ミュージアム)・ボランティア(ばら苑)との連携手法について、御意見・御提案があれば具体的にお聞かせください。

提案事項(2) 事業者募集に関するこ

①コンソーシアム組成等の参画準備の促進

令和8年度に生田緑地ばら苑管理運営整備方針及び新たなミュージアムに関する管理運営計画策定後、事業化に向けた手続を進めていく予定としております。民間事業者におかれましては、コンソーシアム組成等の参画準備にあたり、本市に対して開示してほしい情報や御意見・御要望があれば、提示内容や必要手続、実施時期について、具体的にお聞かせください。

②提案内容の検討の深化

本事業は、PFI(BTO)方式などの官民連携手法を想定しており、その場合、「別添資料1 事業概要(案)」P.17 に示すスケジュールのとおり、令和9年度中に事業者の募集・選定を実施することを想定しております。民間事業者にて提案内容を検討されるにあたり、本市に対して開示してほしい情報や御意見・御要望があれば、提示内容や必要手続、実施時期について、具体的にお聞かせください。

提案事項(3) 事業実施スケジュールに関すること

①2施設の効率的な整備

本事業は、環境アセスメントに係る手続と並行しながら、令和10年度から設計業務に着手することを想定していますが、以降、開苑・開館に向けた整備スケジュールについて手順(検討、協議、調整、手続き等含む)及び必要な期間等を示しながら具体的にお聞かせください。

また、2施設の効率的な整備を進めていくにあたっての課題・懸念事項や御意見・御提案があれば具体的にお聞かせください。なお、課題・懸念事項がある場合については、その課題の解決策についてもお聞かせください。

②施設の開業への機運醸成

開苑・開館までの機運醸成の取組について、取組内容・時期・効果・経費等を具体的にお聞かせください。

その他、本市との関わり方(地域との連携含む)を踏まえて、御意見・御提案があれば具体的にお聞かせください。

③2施設の効率的かつ効果的な市民サービスの提供

本事業は、中長期的な事業計画に基づく効果的な市民サービスの提供や計画的な人材育成・雇用確保、ばら苑の土壌改良や植生育成などの理由から、事業期間については施設供用開始後、10～15年程度を想定していますが、事業期間及びそれに係る支払いについて、支払方法・時期等(初期投資費や維持管理・運営費の支払い等)を具体的にお聞かせください。

提案事項(4) 事業費に関すること

① 本事業の実施に係る費用

本事業を実施するにあたり、次の内容について概算額を内訳含めて具体的にお聞かせください。概算額の想定にあたっては、「別添資料1 事業概要(案)」に示す事業方式等の条件で実施する場合についてお聞かせください。

- A 一体発注におけるイニシャルコスト(調査・設計、建設、工事監理、解体費等)
- B 一体発注におけるランニングコスト(維持管理、運営費)
- C 一体発注におけるその他コスト(SPC 経費等)
- D 分割発注した場合のコスト増

なお、事業方式・運営方法等の違いにより、設計費用、建設費用、維持管理費用、運営費用等において、本市の財政的負担軽減が見込まれる場合は、想定される手法について、各費用が、どの程度(何%程度)見込めるのかお聞かせください。

②サービス機能の実施に係る費用

本事業では、飲食・物販・休憩施設等のサービス機能は、2施設の専用または共用の機能を備えることを想定しており、民間事業者による独立採算制での運営を想定していますが、サービス機能の実施に係る概算額及び事業期間中の採算性について、内訳を含めて具体的にお聞かせください。

また、実施にあたっての課題・懸念事項や御意見・御提案があれば具体的にお聞かせください。特に、ばら苑とミュージアムにおいて採算性の見込みが異なる場合は、各施設についてお聞かせください。なお、課題・懸念事項がある場合については、その課題の解決策についてもお聞かせください。

提案事項(5) その他

①参画の意向

本事業について、参画の御意向があるかお聞かせください。なお、参画にあたり参画障壁と考えられるものがあるか、ある場合は、どのような対応があるとよいか、御意見・御提案等があればお聞かせください。

②その他(本事業全般に関する御意見・御提案について)

その他、本事業に関する御意見・御提案等があればお聞かせください。

2.4. 対象者

当該事業の実施主体となることができ、かつ、事業への参画を検討中の法人や法人のグループを対象とします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ・ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者
- ・ 参加申込書提出時点で、本市から指名停止を受けている者
- ・ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生・再生手続き中の者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第7条に該当する者
- ・ 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第1項又は第2項に違反している者
- ・ 国税、都道府県税及び市町村税等を滞納している者

2.5.調査スケジュール

手続	時期
実施要領等の公表	令和8年1月 21 日(水)
事業者説明会・現地見学会の参加申込期限	令和8年2月4日(水)午後5時まで
事業者説明会・現地見学会の開催	令和8年2月9日(月) (説明会) 令和8年2月10日(火) (見学会)
サウンディング型市場調査への参加申込期限	令和8年2月 20 日(金)午後5時まで
個別対話の実施日時等の連絡	申込確認次第、随時
提案書の提出期限	個別対話実施日の3開庁日前まで
個別対話の実施	令和8年2月 16 日(月)～令和8年3月6日(金)
実施結果概要の公表	令和8年4月下旬～5月上旬

※個別対話については、日程調整等の都合上、早めのお申込みに御協力をお願いいたします。

2.6.事業者説明会及び現地見学会の開催

本調査の内容について、次のとおり事業者説明会及び現地見学会を開催します。

① 開催概要

ア 事業者説明会

日時:令和8年2月9日(月)

第1部:午前9時から(受付開始 午前 8 時 30 分から)

第2部:午前10時30分から(受付開始 午前10時から)

場所:川崎市役所本庁舎2階204会議室(川崎市川崎区宮本町1番地)

※オンラインでの参加を希望される場合は、御担当者宛てに会議用 URL を連絡いたします。

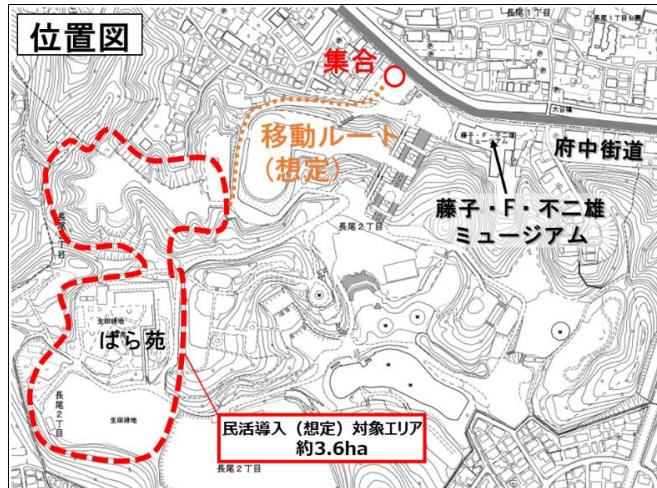
イ 現地見学会

日時:令和8年2月10日(火)午前10時から(受付開始 午前9時30分から)

場所:生田緑地ばら苑(川崎市多摩区長尾2丁目)

集合:現地見学会当日は府中街道から現地に徒歩で移動しますので、位置図に示す「集合」

場所に午前9時 30 分から午前10時までの間にお集まりください。



② 参加申込方法

事業者説明会及び現地見学会への参加は、事前申込制です。参加を希望する方は、様式1「事業者説明会・現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、問合せ先のメールアドレス宛てに送付してください。

なお、電子メールの件名は「説明会・見学会参加申込書(○○○)」としてください。

※括弧内の○○○には、法人名または法人のグループの代表者名を記入してください。

③ 参加申込期間

令和8年1月 21日(水)から令和8年2月4日(水)午後5時まで

④ その他

- ・ 当日の所要時間は、説明会1時間程度、見学会2時間程度を予定しています。
- ・ 説明会・見学会の1社毎の参加者は、最大2名までとします。
- ・ 当日、本実施要領は配布しませんので、各自持参してください。
- ・ 事業者説明会・現地見学会に不参加であっても、サウンディング型市場調査(個別対話)への申込は可能です。
- ・ 当日は、異業種間のコンソーシアムの形成が可能となるよう、参加者の名簿(企業・団体名、担当者氏名及び連絡先)を配布する予定です。名簿掲載への可否については、様式1「事業者説明会・現地見学会参加申込書」の所定の欄に記入してください。

2.7.個別対話の実施

本調査の内容について、次のとおり個別対話を実施します。

① 実施期間

日時:令和8年2月16日(月)から令和8年3月6日(金)まで

各日午前10時から午後5時まで

場所:川崎市役所本庁舎(川崎市川崎区宮本町1番地)

※具体的な日時・場所については、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、御担当者宛てに連絡いたします。

② 参加申込方法

個別対話への参加は事前申込制です。参加を希望する方は、様式2「サウンディング型市場調査参加申込書」に必要事項を記入の上、問合せ先のメールアドレス宛てに送付してください。

なお、電子メールの件名は「個別対話参加申込(○○○)」としてください。

※括弧内の○○○には、法人名または法人のグループの代表者名を記入してください。

③ 参加申込期間

令和8年1月21日(水)から令和8年2月20日(金)午後5時まで

④ 提案書の提出方法

個別対話参加者は、様式3「提案書」又は任意の様式に記入の上、問合せ先のメールアドレス宛てに送付してください。

なお、電子メールの件名は「提案書(○○○)」としてください。また、「2.7.②参加申込方法」に示す個別対話の参加申込を同時に行う場合には、「個別対話参加申込・提案書(○○○)」としてください。

※括弧内の○○○には、法人名または法人のグループの代表者名を記入してください。

⑤ 提案書の提出期限

個別対話実施日の3開庁日前までに御提出ください。

⑥ その他

- ・ 個別対話は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のため、個別に行います。
- ・ 当日の所要時間は、各社30分～1時間程度を予定しています(対話の内容により超過する場合があります)。
- ・ 提案書について、現時点で全ての記載事項に対して提案することが難しい場合は、可能な範囲で提案・回答をお願いします。
- ・ 提案書の提出に際し、提案内容の説明や対話の円滑な実施のために必要となる資料を別途提出いただくことも可とします。その場合には、提出分として7部を御持参ください。

2.8.サウンディング調査結果の公表

本調査の結果については、概要として取りまとめの上、令和8年4月下旬から5月上旬頃に市のホームページで公表します。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者宛てに公表内容の確認を行います。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があつた場合は、提案者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

公表ページ(予定):

[https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-14-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-14-0-0-0-0-0-0-0-0.html)

2.9.対話実施後の事業の予定

現段階で想定している本事業の実施スケジュールは次のとおりです。なお、スケジュールはあくまで想定であり、決定されたものではありませんので、今後検討を進めていく中で、変更を行う可能性があります。

- 生田緑地ばら苑管理運営整備方針の策定 :令和8年夏頃
- 新たなミュージアムに関する管理運営計画の策定 :令和8年夏頃
- 事業者公募から事業契約締結 :令和9年度
- 生田緑地ばら苑開苑 :精査中
- 新たなミュージアム開館 :精査中

3. その他(調査に関して)

3.1.留意事項

(1)本調査への参加及び調査内容の取扱

- ・ 本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件及び評価対象になるものではありません。
- ・ 本市及び提案者ともに、本調査での提案内容(個別対話時の発言内容を含む。)は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について、何ら約束するものではありません。
- ・ 本調査の対象としている事業を実施する場合には、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。

(2)個人情報等の取扱い

本調査で取得した個人情報は、適切に管理し、本調査を実施する目的においてのみ利用するものとし、当該目的以外では利用しません。

(3)費用等

本調査の参加に要する費用は提案者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払はありません。

(4)追加調査等への御協力

必要に応じ、追加対話(書面による照会を含む。)やアンケート等を行うことがあります。可能な限り御協力をお願いします。

3.2.配布資料

- ・ 実施要領
- ・ 別添資料1 事業概要(案)
- ・ 別添資料2 基礎資料
- ・ 別添資料3 新たなミュージアムにおける事業活動
- ・ 様式1 事業者説明会・現地見学会参加申込書
- ・ 様式2 サウンディング型市場調査参加申込書
- ・ 様式3 提案書

3.3.問合せ先

【本調査・新たなミュージアムに関すること】

川崎市 市民文化局 市民文化振興室 新たなミュージアム準備担当 廣居、松本

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話:044-200-0918

メールアドレス:25newmuseum@city.kawasaki.jp

【生田緑地ばら苑に関するここと】

川崎市 建設緑政局 緑政部 みどり・多摩川事業推進課 渡仲

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話:044-200-1202

メールアドレス:53mityo@city.kawasaki.jp